《 2017/4/17（後編）衆議院決算行政監視委員会 山尾議員 VS 金田法務大臣 》

〈出演者〉

浜田靖一（やすかず）委員長 ／ 山尾志桜里（しおり）議員（民進党）／ 金田勝年（かねだかつとし）法務大臣

～～　共謀罪の対象犯罪に「森林法」「著作権法」等が含まれている一方、
この 277 のリストの中には「テロ等準備罪」という犯罪はない。　～～

山尾議員

「国民のみなさん、驚いていると思いますよ。これまで世論調査で賛成した方も、『テロ対策のためにテロ等準備罪をつくるのだ』と思っていたら（227 のリストの中に）「テロ等準備罪」という犯罪はない。

今、テロ対策のための犯罪集団の資金源になるような犯罪を入れた、とおっしゃっていましたけれど、保安林で、キノコをとることも、これテロ対策の資金源ですか？　保安林で溶岩のかけらをとることも、これ、テロ対策の資金源ですか？　いかがですか？　大臣」

玄葉委員長

「金田法務大臣」

金田法務大臣

「まあ、提案理由説明を法務委員会で先週末にさせていただきました。そして、これを受けて、審議が始まると思います。その過程で、委員のご質問に関しましては、丁寧に、詳しく、説明をしてまいりたい。

いや、先ずはじめに、申し上げなくてはいけない。

先ずはじめに申し上げたいこととして、細部のことは別表第 4 に対象犯罪を掲げてあります。

それを一つ一つ話す事に当たりまして、やはり、この法案に携わった政府参考人もお呼びいただきたい。こういうお願いをしなければ、充実した審議にはならないものと思います。

その上で、お答えいたします。いいですか・その上で。

保安林の区域内の森林窃盗は、保安林の区域内で、その産物を窃取する罪であります。

組織的犯罪集団が組織の維持運営に必要な資金を得るために計画することが　現実的に想定されることから対象犯罪としたものであります。

つまり、森林窃盗の対象となる産物には、

立木（りゅうぼく）・竹・きのこ、といった森林から生育発生する一切のものが含まれるほか、森林内の鉱物、その他の土砂、岩石など無機物産出物も含まれるものと言えるわけであります。このような森

林窃盗は、相当の経済的利益を生じることもありますから、組織的犯罪集団が,組織の維持運営に必要な資金を得るために計画することが、現実的に想定されるのであります」

玄葉委員長

「山尾くん」

山尾議員

「ほんとにこれ、テレビ中継で、国民のみなさんに聞いていただいてよかったと思いますね。テロ対策のため、と掲げていた法案が。私も今の答弁、必死で書き留めましたけれども、保安林の中で『流木』流れ着いた木をとる、竹をとる、キノコをとる、土砂をとる、鉱物をとる……こういった」

（安倍総理が何か言う）

山尾議員

「あ、『立ってる木のこと立木』？　あ、総理大臣の方が詳しいのかもしれません……」

（自民党議員もうしろで苦笑）

キノコをとる、竹をとる、土砂をとる、こういったものがテロ集団の資金源になるから取り締まるんだと。これ、国民の常識,国民の良識と、あの、あまりにもかけ離れた答弁をいただいたと思っております。本当にこれ、テロ対策なんでしょうか？」